

令和3・4・5・6年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

（物品製造等）

独立行政法人水資源機構

目 次

第1	独立行政法人水資源機構の業務	1
第2	経営理念	1
第3	機構事務所所在地一覧	2
第4	有資格業者名簿について	3
第5	情報公開法の施行について	3
第6	納税証明書	3
1.	徴収する納税証明書の様式について	3
2.	納税証明書の対象	3
3.	有効な納税証明書年月日	3
第7	登録申請の手順	4
1.	申請書類の提出	4
2.	申請書類の提出方式	4
3.	資格認定の通知	6
4.	申請した事項の変更等の届出	6
5.	外国事業者が申請する場合の提出書類	8
6.	参加できる競争契約の範囲	8
7.	入札情報メールマガジンについて	8
第8	申請書類の作成等について	9
1.	資格審査申請上の注意事項	9
2.	作成に当たっての基本的な注意事項	10
3.	業種区分	10
4.	提出書類	11
5.	申請書の記載方法	12
6.	営業所一覧表について	18

第9 添付書類について	19
1. 登記事項証明書	19
2. 財務諸表	19
3. 労働者派遣事業の許可証及び一般労働者派遣事業の許可証	19
4. 証明書類の写しによる代用	19
別表	20

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

第1 独立行政法人水資源機構の業務

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画（フルプラン）に基づき、利水、治水を目的とするダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び用水路などの水資源の開発又は利用のための施設の新築（水の供給量を増大させるものは、水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る）又は改築を実施するとともに、完成した施設の管理を実施しています。

機構事業は、水道用水、工業用水、農業用水の確保から、洪水調節、流水の正常な機能（既得水の確保や水環境の保全など）の維持と増進まで、多岐にわたっています。このため、機構の主務大臣は、役職員や財務会計などの事項については国土交通大臣、各事業についてはその目的に従って厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣となっています。

第2 経営理念

機構の経営理念は次のとおりです。

安全で良質な水を安定して安くお届けする

水資源機構は、国民生活・経済にとって特に重要な水に携わる政策実施機関として、安全で良質な水を安定して安くお届けするとともに、洪水のはん濫被害から地域を守り、安全で豊かな社会づくりに貢献します。

気候変動による異常渇水・異常洪水の発生、地震等による大規模災害の発生、施設老朽化の進行など、近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、水のプロ集団の持つ技術力を活かして、的確に課題解決を図ります。

第3 機構事務所所在地一覧

令和4年10月1日現在

事務所名称	郵便番号	住所	電話番号	
本社	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー内	048-600-6500(代表) 048-600-6534(直通)	
総合技術センター	338-0812	埼玉県さいたま市桜区大字神田 936	048-853-1785	
利根川・荒川水系	利根導水総合事業所	361-0004	埼玉県行田市大字須加字船川 4369	048-557-1501
	思川開発建設所	322-0305	栃木県鹿沼市口栗野 839-2	0289-85-1110
	沼田総合管理所	378-0051	群馬県沼田市上原町 1682	0278-24-5711
	利根川下流総合管理所	300-0732	茨城県稲敷市上之島 3112	0299-79-3311
	荒川ダム総合管理所	369-1801	埼玉県秩父市荒川久那 4041	0494-23-1431
	千葉用水総合管理所	276-0028	千葉県八千代市村上 3139	047-483-0722
	成田用水事業所	282-0011	千葉県成田市三里塚字御料牧場 1-2	0476-33-1036
	下久保ダム管理所	367-0313	埼玉県児玉郡神川町大字矢納 1356-3	0274-52-2746
	草木ダム管理所	376-0303	群馬県みどり市東町座間 564-6	0277-97-2131
群馬用水管理所	371-0844	群馬県前橋市古市町 386	027-251-4266	
霞ヶ浦用水管理所	300-0213	茨城県かすみがうら市牛渡 359	029-898-2212	
中部支社	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-1	052-231-7541	
木曾川・豊川水系	豊川用水総合事業部	440-0801	愛知県豊橋市今橋町 8	0532-54-6501
	木曾川水系連絡導水路建設所	501-0614	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 319-1	0585-22-5216
	愛知用水総合管理所	470-0151	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山 25-25	0561-39-5460
	木曾川用水総合管理所	495-0036	愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1	0587-97-3710
	岩屋ダム管理所	509-1602	岐阜県下呂市金山町卯野原 6-27	0576-35-2339
	阿木川ダム管理所	509-7202	岐阜県恵那市東野字花無山 2201-79	0573-25-5295
	長良川河口堰管理所	511-1146	三重県桑名市長島町十日外面 136	0594-42-5012
	味噌川ダム管理所	399-6203	長野県木曾郡木祖村大字小木曾 2058-22	0264-36-3111
	徳山ダム管理所	501-0815	岐阜県揖斐郡揖斐川町開田 448	0585-52-2910
三重用水管理所	510-1233	三重県三重郡菰野町大字菰野字飛越 7961-2	059-393-2000	
関西・吉野川支社 淀川本部	540-0005	大阪府大阪市中央区上町 A-12	06-6763-5182	
淀川水系	川上ダム建設所	518-0294	三重県伊賀市阿保 2171-12	0595-52-3690
	丹生事務所	529-0426	滋賀県長浜市木之本町黒田 1234	0749-82-5560
	琵琶湖開発総合管理所	520-0243	滋賀県大津市堅田 2-1-10	077-574-0680
	木津川ダム総合管理所	518-0413	三重県名張市下比奈知 2811-2	0595-64-8961
	一庫ダム管理所	666-0153	兵庫県川西市一庫字唐松 4-1	072-794-6671
日吉ダム管理所	629-0335	京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷 68	0771-72-0171	
関西・吉野川支社 吉野川本部	760-0018	香川県高松市天神前 10-1	087-835-6600	
吉野川水系	池田総合管理所	778-0040	徳島県三好市池田町西山谷尻 4235-1	0883-72-2050
	旧吉野川河口堰管理所	771-0144	徳島県徳島市川内町榎瀬 841	088-665-1435
	香川用水管理所	766-0004	香川県仲多度郡琴平町榎井 891-2	0877-73-4221
筑後川局	830-0032	福岡県久留米市東町 42-21	0942-34-7001	
筑後川水系	筑後川上流総合管理所	838-0012	福岡県朝倉市江川 1660-67	0946-25-0113
	筑後川下流総合管理所	830-0071	福岡県久留米市安武町武島 1063-2	0942-26-4551
	福岡導水事業所	830-0002	福岡県久留米市高野 1-1-1	0942-39-4311

第4 有資格業者名簿について

機構が発注する工事等の受注を希望する者は、機構が作成する「有資格業者名簿」に登録される必要があります。

この「有資格業者名簿」は建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品製造等の3種類があり、受注を希望する者はあらかじめ「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造等）」を機構に提出し、審査の上、希望する工事種別等ごとに総合点数の算定を行い、等級の設定がある工事種別等については、等級を付与して登録されます。この「有資格業者名簿」の有効期限は、認定をした日から令和7年3月31日（物品製造等）までとなります。

なお、上記に係る「有資格業者名簿」は、令和3年4月以降、機構のホームページにて公表します。掲載する機構ホームページのアドレスはこちらです。

有資格業者索引名簿

令和5年3月31日までは、下記URLにアクセスしてください。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0304gyoshakensaku.html>

令和5年4月1日からは、下記URLにアクセスしてください。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506gyoshakensaku.html>

第5 情報公開法の施行

国及び独立行政法人においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）の施行に伴い、平成13年4月以降は、行政機関が取得した文書（例：資格審査申請書類など。）は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについては、当該書類は開示対象となっております。

なお、当機構においては、前述のとおり、有資格業者名簿における会社代表者の氏名等について「公にすることが予定されている情報」として取り扱っています。

第6 納税証明書

機構では、令和5・6年度（建設工事、測量・建設コンサルタント等）及び令和3・4・5・6年度（物品製造等）を有効とする競争参加資格審査にあつては、添付資料として「納税証明書」の写しを徴取しております。

申請時に「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

1. 徴取する納税証明書の様式について

- (1) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3 未納の税額（申告所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書
- (2) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2 「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書
- (3) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3 「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

なお、申請する方が個人にあつては、上記(1)（「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」を各1通）又は(2)（1通）を、法人にあつては、上記(1)（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」を各1通）又は(3)（1通）を添付してください。

2. 納税証明書の対象

- 個人の場合 申告所得税並びに消費税及び地方消費税
法人の場合 法人税並びに消費税及び地方消費税

3. 有効な納税証明書年月日

申請書類の提出に際して、証明年月日が申請書類の提出日以前3ヶ月以内の「納税証明書」の写しを添付してください。

第7 登録申請の手順

1. 申請書類の提出

登録を希望する者は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、4年に1回定時受付を行います。その後、新たに事業を開始した者等で機構が発注する物品製造等の業務の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

ただし、随時受付に対する資格認定は、個別発注案件の開札までに間に合わない場合がありますので、予めご了承下さい。

2. 申請書類の提出方式

(1) 郵送方式（定時受付及び随時受付）

機構では、郵送方式による受付を次のとおり実施します。

※持参方式による受付は行いません。

1) 郵送方式による受付期間

① 定時受付

令和2年12月1日（火）から令和3年1月15日（金）まで

※ 令和2年12月1日（火）から令和3年1月15日（金）までの消印のあるものを、定時受付として取り扱います。

※ 料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、令和3年1月15日（金）までに到着したものを定時受付として取り扱います。

② 随時受付

消印が令和3年1月16日（土）以降のものは、随時受付として取り扱います。

2) 送付先

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2
ランド・アクシス・タワー内
独立行政法人水資源機構 技術管理室契約企画課 あて

上記の送付先以外に申請書類を郵送された場合は受付できません。この場合、申請書類を転送又は返送することはありません。（破棄させていただきます。）

なお、必要となる申請書類を一式（「受付受理・不受理」通知用の葉書（必要となる切手を貼ったもの）を含む。）を封入し、封筒の表・左下に「令和3・4・5・6資格審査申請書在中」と朱書きし、書留郵便にて上記送付先へ1部郵送してください。

3) 「受付受理・不受理」通知用の葉書

申請にあたっては、「受付受理・不受理」通知用の葉書が必要となります。

葉書の表側に申請者の郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、必要な切手を貼ったうえで申請書類と共に2)の送付先に郵送してください。

「受付受理・不受理」通知用の葉書（表）

郵便はがき

切手

-

〇
〇
〇
販
売

株
式
会
社

御
中

〇
〇
県
〇
〇
市
〇
〇
町
〇
〇
—
〇
〇
—
〇
〇

「受付受理・不受理」通知用の葉書（裏）

【物品製造等】

競争参加資格申請受理票
貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、確かに受理しましたので通知します。
 なお、受付番号は下記の番号となります。

受付番号 _____

資格認定の通知は機構HP掲載の有資格業者索引名簿を以って通知となりますのでHPをご覧ください。

競争参加資格申請不受理票
貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、申請書類に不備、誤記があったため、受理できませでした。

整理番号 _____

不受理事由

一般競争参加資格審査申請書〔様式1〕（不足・不備）

営業所一覧表（不足・不備）

労働派遣事業許可証の写し（不足・不備）

登記事項証明書の写し（不足・不備）

財務諸表（不足・不備）

納税証明書その3等（不足・不備）

二重申請

()

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
 独立行政法人水資源機構 技術管理室契約企画課
 電話 048-600-6534（直通）

4) 受理等の確認方法

郵送された申請書類の記載内容等に誤記や不備等がない場合には、機構から上記3)の「受付受理・不受理」通知用の葉書に「**受付受理**」の内容を記載して送付します。また、申請書類に誤記や不備等があった場合には、機構から「受付受理・不受理」通知用の葉書に「**受付不受理**」の内容を記載して送付します。この場合、郵送された申請書類は機構において破棄します。また、確認作業の都合により郵送には1ヶ月程度の時間を要しますので予めご了承ください。

※ 申請書類については、申請者において必ず写しを保管してください。

(2) 随時受付について

定時受付の期間以降は随時受付となります。この場合の申請書類の提出方法は、郵送方式により(1)2)の送付先へ郵送してください。また、随時受付の場合の競争参加資格の認定は、令和3年4月23日以降（詳細は、別途当機構ホームページで公表）の予定となります。令和3年4月1日付けの認定を希望される方は、申請書類が定時受付の期間内に到着するように郵送してください。

(3) その他

1) 提出された申請書類については、一切修正することはできません。ただし、代表者の変更等6ページ「4. 申請した事項の変更等の届出」に掲げる事項について変更等があった場合を除きます。

- 2) 機構では、支社・局・事務所単位の登録は行っていません。
- 3) 有資格業者としての認定の取り下げについては、何ら申請者の方の自由ですが、有効期間内に認定を取り下げた場合は、その有効期間内は、再度、申請書類を提出することは認められません。
ただし、合併、譲渡、会社更生手続開始決定及び民事再生手続開始決定等に伴う資格の再認定による場合を除きます。

3. 資格認定の通知

定時受付の場合には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付後、令和3年3月末までに、機構において競争参加資格の審査を行い、令和3年4月1日から令和7年3月31日を資格の有効期間とする有資格業者として認定します。これらの手続きを経たうえで認定された一般競争（指名競争）参加資格は、機構ホームページへの掲載を以て通知とします（平成31・32年度の定時受付より、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の郵送による通知を廃止しました。）。

随時受付の場合も、定時受付と同様の手続きを経て認定された一般競争（指名競争）参加資格は、機構ホームページへの掲載を以て通知とします（平成31・32年度の定時受付より、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の郵送による通知を廃止しました。）。この場合の有効期間は、機構ホームページへ掲載された日（認定日）から令和7年3月31日までとなります。

なお、掲載する機構ホームページのアドレスはこちらです。

有資格業者索引名簿

令和5年3月31日までは、下記URLにアクセスしてください。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0304gyoshakensaku.html>

令和5年4月1日からは、下記URLにアクセスしてください。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506gyoshakensaku.html>

4. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の郵送後もしくは認定を受けた後、次の場合に該当したときは、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」により変更等の届出をしてください。なお、届出先及び届出方法については、2(1)2)の送付先へ郵送してください。（※持参による受付は行いません。）

(1) 申請者又は競争参加資格があると認定された者が次に該当した場合

- 1) 死亡したとき
- 2) 法人が合併により消滅したとき
- 3) 法人が破産により解散したとき
- 4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- 5) 廃業したとき

(2) 競争参加資格があると認定された者が、次の事項を変更したとき

- 1) 住所、電話番号及びFAX番号
- 2) 商号又は名称（変更後の商号又は名称にはフリガナを付してください。）
- 3) 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- 4) 営業所の所在地、電話番号（FAX番号を含む。）、及び営業所の新設又は廃止
- 5) 許可又は登録等の状況

※ 1)から5)までの事項に変更が生じた場合において、機構に届け出ないときは、競争参加資格の

認定を取り消すことがあります。

(3) 変更の届出事項に係る添付書類

- 1) 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合
・ 登記事項証明書の写し
- 2) 個人の住所及び氏名に係る変更の場合
・ 住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本又は抄本の写し
- 3) 許可・登録等の状況に係る変更の場合
・ 許可・登録等の証明書の写し

上記 1) から 3) 以外の変更の届出事項に係る添付書類は不要です。

※ 添付書類のうち官公署が行った証明書の写しについては、変更届を提出する日から 3 ヶ月前までのものを有効とします。

※ 受理票を希望する方は、封書（切手を貼り付けた返送先記入の封筒）と「変更届」のコピーを同封してください。

変更届様式

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届 (建設工事、測量等、物品製造等)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

行政審判等が代理人として申請する場合には必要事項を記載してください。

申請代理人	申請代理人郵便番号
	申請代理人住所
	申請代理人氏名
	申請代理人電話番号
	申請代理人FAX番号

業 者 番 号 第 号
住 所 〒
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

記 載 要 領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約件名を記載してください。

※ 変更届は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会として申し合わせた統一様式であっても受け付けません。

※ 変更届は、ワープロソフトで作成したものであっても受け付けます。

※ 変更届の様式は、独立行政法人水資源機構のホームページからダウンロードできます。

令和5年3月31日までは、下記URLにアクセスしてください。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0304yoryo-yoshiki.html>

令和5年4月1日からは、下記URLにアクセスしてください。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506yoryo-yoshiki.html>

5. 外国事業者が申請する場合の提出書類

- (1) 申請者の住所については、本店の所在する国名及び所在地名を記載して下さい。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。
- (2) 提出する申請書類については、日本語で作成してください。
- (3) 申請書類の金額については、基準日における出納官吏事務規程出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

6. 参加できる競争契約の範囲

有資格業者として認定された場合に参加できる競争契約の範囲は、物品製造等に係る契約のうち登録された業種区分に係るものとなります。

7. 入札情報メールマガジンについて

当機構では、一般競争入札における入札公告に係る情報を、有資格業者名簿に登録されている方で、かつ配信登録を希望する事業者の皆様に対して、メールによりお知らせする方式を導入しています。

詳細は当機構ホームページに掲載しておりますので、是非、ご利用下さい。（費用は無料）

入札情報メールマガジン https://www.kk-liaison.co.jp/mailmg_wtr/c_index.php

第8 申請書類の作成等について

1. 資格審査申請上の注意事項

(1) 申請書類を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、申請書類を提出できません。

- 1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2) 機構が発注した物品等の調達に係る契約において、過去2年以内に次の①から⑦までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - ⑥ 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
- 3) 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。同じ。）に基づく再生手続き開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 5) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- 7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(2) 提出に当たっての注意事項

- 1) 申請書類中の重要な事項について、虚偽の記載をしたり、又は重要な事実について記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、認定を取り消されることがあります。
- 2) 文字は、**楷書で明瞭**に書いてください。ゴム印を利用できる箇所はゴム印を使用しても差し支えありません。**（鉛筆書きは不可）**
- 3) 会社更生法・民事再生法に基づく更正・再生手続開始の決定を受けた者は、更正・再生手続開始決定の日を審査基準日とした経営事項審査結果をもって、ヒアリング等の一連の手続きを受けた後、

資格審査を受けることが可能となります。

2. 作成に当たっての基本的な注意事項

提出書類の作成に当たっては、各様式に定めがあるものを除き、申請書類を提出しようとする日の直前の営業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日）を審査基準日とし、この審査基準日の状況で記載してください。なお、「1. (1)申請書類を提出できない方」に該当する場合は、申請書類を提出できません。

3. 業種区分

機構が発注する業種区分は、次の表のとおりとなります。

一 物品等の製造又は販売（卸売・小売）

業 種 区 分	略 号
(1)建設・建築材料、空調機材、衛生機材	建材
(2)繊維製品・皮革製品	繊維
(3)事務用品、事務機器、家具	事務
(4)印刷製本	印刷
(5)燃料、潤滑油、油脂類	燃料
(6)車両	車両
(7)建設用機械類	建機
(8)船舶	船舶
(9)電気通信機器類	電通
(10)試験機器、測量機器、測定機器、観測機器、監視機器	試験
(11)その他	製他

二 役務の提供

業 種 区 分	略 号
(1)集計、計算、調査研究	調査
(2)ソフトウェア、情報処理・提供サービス	情報
(3)映画・ビデオ制作、広告、広報、企画、催事運営	広報
(4)写真、製図、複写	写真
(5)運送	運送
(6)通訳、翻訳	通訳
(7)建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理	保守
(8)賃貸借	賃貸
(9)その他	役他

三 買受け

業 種 区 分	略 号
(1)物品等の買受け	買受

4. 提出書類

提出書類は次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）
（様式1-1、様式1-2、様式1-3）
- (2) 営業所一覧表（様式2）
- (3) 納税証明書の写し
- (4) 登記事項証明書の写し（申請者が法人である場合）
- (5) 財務諸表（1年分）
- (6) ・労働者派遣事業の許可証の写し又は一般労働者派遣事業の許可証の写し
（役務の提供にて、人材派遣を希望する場合）
・小売電気事業者として登録していることを証明する書類の写し
（役務の提供(9)電気[Tセ]を希望する場合）
・損害保険業の免許証の写し（役務の提供(9)保険[Tソ]を希望する場合）
- (7) 「受付受理・不受理」通知用葉書（表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、必要な切手を貼ったもの）

※ 申請書類等は、正1部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。

※ 上記書類(3)の納税証明書の写しについては3ページ「第6 納税証明書」をご覧ください。

※ 上記書類(7)の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称又は商号）を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。（5ページ参照）

(例)

サイタマシチュウオウクシントシン
埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

(8) 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いてください。

株式	有限	合資	合名	協同	協業	企業	個人	合同	有限責任
会社	会社	会社	会社	組合	組合	組合		会社	事業組合
(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(個)	(合)	(責)
公益財団	公益社団	一般財団	一般社団	特例財団	特例社団				
法人	法人	法人	法人	法人	法人				
(公財)	(公社)	(一財)	(一社)	(特財)	(特社)				

(例)

ミズシゲン
(株) 水資源

(9) 「10 役職」欄については、下記の役職名のうちから一つを選択して記載してください。なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。

・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員			
・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任者	・管財人	・会長	・その他

(10) 「10 代表者氏名」欄及び「11 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字分空けてください。

なお、「11 担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち申請書の内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）の氏名を記載してください。

(例)

ミズシゲン タロウ
水資源 太郎

(11) 「12 メールアドレス」欄には、個人の方のメールアドレスでも構いませんが、当方からの業務上の連絡に対応でき得る（方の）メールアドレスを記載してください。

なお、可能な限りメールアドレスは記載頂き、持っていない場合は、空欄としてください。

(例)

mizushigen@tarou.ne.jp

※ 「大文字」、「小文字」、「-」、「_」、「.」等は明確に記載してください。

(12) 「13 本社（店）電話番号」及び「14 本社（店）FAX番号」の各欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないでください。

※ 固定電話番号を記載してください。（携帯電話は不可）

(例)

048-600-6500

(13) 「16 申請代理人」欄は、行政書士等が代理人として申請する場合に必要な事項を記載してください。

- (14) 「17 希望する製造等の種類」欄については、「1 製造」、「2 販売」、「3 役務の提供」及び「4 買受け」の中から希望する番号に「○」を付してください（複数選択可能）。
- (15) 「18 希望する営業品目等」欄については、「22 製造等実績高」の「③ 希望する営業品目」に記載してください。
- (16) 「20 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載し、該当の和暦に「○」を付してください。（個人については、記載を要しません。）
- (17) 「21 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にチェックを入れてください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式 1 - 2）

様式 1-2

※ 受付番号 ※ 業者コード

22 ① 競争参加資格希望業種区分		② 直前2か年間の年間平均実績高 (千円)	③ 希望する営業品目
物品等の製造又は販売			
製 造 等	(1) 建 材		A アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリル
	(2) 織 維		B アイウエオカキ
	(3) 事 務		C アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノ
	(4) 印 刷		D アイウエオカキクケ
	(5) 燃 料		E アイウエオカキク
	(6) 車 両		F アイウエ
	(7) 建 機		G アイウエオカキクケコ
	(8) 船 舶		H アイ
	(9) 電 通		I アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロワ
	(10) 試 験		J アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌ
	(11) 製 他		K アイウエオカキクケコサシスセソタ
役 務 の 提 供			
績 高	(1) 調 査		L アイウエオ
	(2) 情 報		M アイウ
	(3) 広 報		N アイウエオカ
	(4) 写 真		O アイウエオカ
	(5) 運 送		P アイウ
	(6) 通 訳		Q アイウ
	(7) 保 守		R アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌ
	(8) 賃 貸		S アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニ
	(9) 役 他		T アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナ
買 受 け			
(1) 買 受		U アイ	
そ の 他			
合 計			

(18) 「22 製造等実績高」の各欄については、次により記載してください。

- 「① 競争参加資格希望業種区分」欄については、10ページ「3. 業種区分」を参考にしてください。
- 「② 直前2か年間の年間平均実績高」欄には、審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算と、その直前の1年間の決算を合計して2で除して得た額（千円未満四捨五入）を①の区分に応じて記載してください。
- 各々の金額については、消費税を含まない額とします。また、希望する業種以外の実績高は「その他」の欄に記載し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記載してください。なお、「買受け」については、これを希望する場合であっても実績高を記載する必要はありません。
- 「③ 希望する営業品目」欄は、20～24ページの別表「業種区分に対応する営業品目とその略号表」を参考に、希望する営業品目の記号に「○」を付してください。

(例) 直前2か年間の年間平均実績高及び希望する営業品目

「印刷」、「広報」及び「写真」を希望する場合

「印刷」 5,674,800円 [一般印刷 Dウ]、[地図印刷 Dケ]

「広報」 12,322,000円 [公告 Nイ]

「写真」 実績なし [写真 0ア]、[コピー 0ウ]

(3) 事 務		C アイウエオカキクケ
(4) 印 刷	5,675	D アイ ウ エオカキク ケ
(5) 燃 料		E アイウエオカキク

- (19) 「23 自己資本額」の各欄については、次により記載してください。
- 1) 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）を、組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載してください。
また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載してください。
 - 2) 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載してください。
 - 3) 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合には、その額を記載してください。
 - 4) 個人にあっては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載してください。
- (20) 「24 経営状況」欄の「流動資産」及び「流動負債」には、申請しようとする日の直前の決算により記載してください。また、「流動比率」は小数点以下第1位までの数値を記載してください（小数点以下第2位の数値を四捨五入）。
- (21) 「25 外資状況」欄には、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1・2・3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[]内に国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。
なお、「2 日本国籍会社（外資比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- (22) 「26 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争への参加を希望する業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日までの期間で、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載してください。
- (23) 「27 常勤職員の数（人）」の欄には、申請する日において常時雇用している従業員の数（法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものを、組合にあっては組合の役員と組合員の常勤職員との合計）をそれぞれ記載し、下段には役員又は事業主の数を内数で記載してください。
なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいますのでご注意ください。
※ 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。あくまで自社の職員数のみを記載してください。
- (24) 「28 設備の額」及び「29 主要設備の規模」の各欄は、記載する必要はありません。

6. 営業所一覧表について

営業所一覧表（様式2）

様式 2

※ 受付番号

※ 業者コード

営 業 所 一 覧 表

営 業 所 名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 ・ F A X 番 号	労働者派遣事業の許可の有無
	-			あり・なし

記 載 要 領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄は、常時契約を締結する本店及び支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、営業所の所在地を上段から左詰で記載すること。
- 4 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄は、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載すること。この場合においては、市外局番、市内局番及び番号を、「-（ハイフン）」で区切り記載すること。
- 5 「労働者派遣事業の許可・届出の有無」欄には役務の提供にて、人材派遣を選択した場合のみ記載すること。

(1) 本表は、申請日現在で作成してください。記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

(2) 記載にあたっては、次の点に注意して記載してください。

- 1) 「営業所名称」の欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載（商号又は名称を省き支店又は営業所名のみを記載）してください。その際、登記簿上の本店の名称を最初に記載してください。

ただし、同一の建物又は同一市町村内に複数の支店等が存在する場合は、いずれか一店舗に絞り記載して下さい。

(例) (株)水資源の東京支店の場合
営業所名称の欄には、「東京支店」のみ記載してください。

- 2) 「所在地」の欄には、営業所の所在地を上段から左詰で都道府県名から記載してください。また、丁目、番地は「-（ハイフン）」により省略して記載してください。
※ ビル名等は記載しないでください。

- 3) 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載してください。この場合においては、市外局番、市内局番及び番号を、「-（ハイフン）」で区切り記載してください。

- 4) 「労働者派遣事業の許可の有無」の欄は、役務の提供にて人材派遣を選択した場合に使用します。この欄には、本社（店）及び営業所等ごとに「あり・なし」の該当する項目に「○」を付してください。

第9 添付書類について

1. 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面をいいます。

2. 財務諸表

提出する財務諸表は、申請する日の直前の営業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあつては、これらに類する書類）をいう。

3. 労働者派遣事業の許可証及び一般労働者派遣事業の許可証

登録を希望する本社（店）及び営業所等ごとの労働者派遣事業の許可証の写し又は一般労働者派遣事業の許可証の写しをいいます。

※ 役務の提供にて、人材派遣を希望した場合に必要となります。

4. 証明書類の写しによる代用

提出書類のうち官公署が行った証明書類については、複写機等により複写したもので、A4判であり、かつ鮮明であるものに限り写しによって差し支えありません。

業種区分に対応する営業品目とその略号表

一 物品等の製造又は販売(卸売・小売)				
業種区分	営業品目〔略号〕			
(1) 建設・建築材料	セメント〔Aア〕	木材〔Aイ〕	石材〔Aウ〕	
	アスファルト〔Aエ〕	砂利〔Aオ〕	コンクリート〔Aカ〕	
	鉄〔Aキ〕	乳材〔Aク〕	鋳物〔Aケ〕	
	モルタル〔Aコ〕	合材〔Aサ〕	建材〔Aシ〕	
	ブロック〔Aス〕	ワイヤー〔Aセ〕	ロープ〔Aソ〕	
	チェーン〔Aタ〕	鋼管〔Aチ〕	鋼矢板〔Aツ〕	
	型鋼〔Aテ〕	電線ケーブル〔Aト〕	塩化カルシウム〔Aナ〕	
	保安防災用品(道路標識、カーブミラー、デリネーターポール等)〔Aニ〕			
	塗料〔Aヌ〕	スノーポール〔Aネ〕	発光道路鋳〔Aノ〕	
	オイルフェンス〔Aハ〕	オイルマット〔Aヒ〕	木材チップ〔Aフ〕	
	空調機材	空調装置〔Aヘ〕	空気清浄装置〔Aホ〕	ボイラー〔アマ〕
	衛生機材	環境衛生機器(うがい器、消毒機器トイレ)〔Aミ〕		節水装置〔Aム〕
		浄水器〔Aメ〕	消毒器〔Aモ〕	医療用具〔Aヤ〕
		防疫剤〔Aユ〕	焼却炉〔Aヨ〕	肥料〔アラ〕
		除草剤〔アリ〕	貯水槽〔Aル〕	
	(2) 繊維製品、皮革製品	繊維製品〔Bア〕	皮革製品〔Bイ〕	作業服〔Bウ〕
		制服〔Bエ〕	防寒着〔Bオ〕	白衣〔Bカ〕
靴〔Bキ〕				
(3) 事務用品	フィルム〔Cア〕	文房具〔Cイ〕	コピー用紙〔Cウ〕	
	アプリケーションソフトウェア〔Cエ〕			
	OA機器(パソコン、ファクシミリ以外)〔Cオ〕		タイムレコーダー〔Cカ〕	
	印刷機〔Cキ〕	複写機〔Cク〕	穿孔機〔Cケ〕	
	文書裁断機〔Cコ〕	製本機〔Cサ〕	黒板〔Cシ〕	
	掲示板〔Cス〕	書架〔Cセ〕	棚〔Cソ〕	
	金庫〔Cタ〕	キャビネット〔Cチ〕	机・椅子〔Cツ〕	
	製図機〔Cテ〕	電卓〔Cト〕	カメラ〔Cナ〕	
	スライド〔Cニ〕	引伸機〔Cヌ〕	写真用具〔Cネ〕	

業種区分	営業品目〔略号〕
家具	家具〔Cノ〕
(4) 印刷製本	凸版(活版)〔Dア〕 平版(オフセット)〔Dイ〕 一般印刷〔Dウ〕 軽印刷(オフセット、タイプ)〔Dエ〕 グラビア(凸版)〔Dオ〕 特殊〔Dカ〕 カーボン〔Dキ〕 フォーム〔Dク〕 地図印刷〔Dケ〕
(5) 燃料、潤滑油、油脂類	重油〔Eア〕 軽油〔Eイ〕 灯油〔Eウ〕 ガソリン〔Eエ〕 LPガス〔Eオ〕 揮発油〔Eカ〕 グリース〔Eキ〕 プロパンガス〔Eク〕
(6) 車両	自動車〔Fア〕 トラック〔Fイ〕 バス〔Fウ〕 オートバイ等〔Fエ〕
(7) 建設用機械類	パワーショベル〔Gア〕 油圧ショベル〔Gイ〕 ブルドーザー〔Gウ〕 ベルトコンベヤ〔Gエ〕 トラクタ〔Gオ〕 クレーン〔Gカ〕 フォークリフト、掘削機〔Gキ〕 ディーゼルエンジン(内燃機器)〔Gク〕 ポンプ〔Gケ〕 除雪車〔Gコ〕
(8) 船舶	船舶〔Hア〕 ヘリコプター〔Hイ〕
(9) 電気通信機器類	<p>(電気機器) 家電製品(テレビ、ビデオデッキ、クリーナー、照明器等)〔Iア〕 受配電設備〔Iイ〕 自家発電装置〔Iウ〕 直流電源装置〔Iエ〕 無停電電源装置〔Iオ〕 変圧器〔Iカ〕 配電機〔Iキ〕 整流機〔Iク〕 充電機〔Iケ〕 蓄電池〔Iコ〕 発電機〔Iサ〕 視聴覚機器〔Iシ〕 火災報知機〔Iス〕 監視用カメラ〔Iセ〕 集中監視制御システム機器〔Iソ〕 電光式情報板〔Iタ〕</p> <p>(通信機器) 無線電話装置(単信、複信等)〔Iチ〕 衛星通信装置〔Iツ〕 移動体通信装置〔Iテ〕 アンテナ〔Iト〕 端局装置〔Iナ〕 遠方監視装置(専用通信網監視制御装置)〔Iニ〕 テレメータ装置〔Iヌ〕 画像符号化装置〔Iネ〕 交換機(中継及び構内交換機)〔Iノ〕 電話機〔Iハ〕 ファクシミリ〔Iヒ〕 写真電送装置〔Iフ〕 応答装置(電話応答装置)〔Iヘ〕 レーダ雨雪量装置〔Iホ〕 テレビ会議システム〔Iマ〕 携帯電話〔Iミ〕</p> <p>※ファクシミリは防災用に限る。</p>

業種区分	営業品目〔略号〕
(情報処理機器) (計測機器等)	大型コンピュータ〔IM〕 パソコン、ファクシミリ、LANシステム〔IM〕 サーバ〔IE〕 ワークステーション〔Iヤ〕 周辺機器〔IU〕 画像処理装置〔IO〕 気象観測装置〔Iラ〕 水位観測装置〔IR〕 流量観測装置〔IRL〕 水質等監視装置〔ILレ〕 地震観測装置〔IO〕 電気通信機器保守用測定器〔IW〕
(10) 試験機器 測量機器 測定機器 観測機器 監視機器	試験機〔JA〕 水質分析器〔Jイ〕 工業計器〔JU〕 分析機器〔JE〕 理化学機器〔JO〕 測量計〔Jカ〕 レベル〔Jキ〕 トランシット〔JK〕 経緯儀〔Jケ〕 測定機〔Jコ〕 大気汚染測定機器〔Jサ〕 データ集録処理機器〔Jシ〕 水処理機器〔Jス〕 強震計〔Jセ〕 土圧計〔Jソ〕 加速度センサー〔Jタ〕 流速計〔Jチ〕 水位計〔Jツ〕 雨量計〔Jテ〕 風向計〔Jト〕 気圧計〔Jナ〕 感震計〔Jニ〕 水質汚濁監視機器〔Jヌ〕
(注)「(9)電気通信機器類」中の「計測機器等」と、「(10)試験機器、・・・」との区分は以下による。 ① 土地又は建物に定着する計測機器は、電気通信機器類の業種区分によるものとする。 ② 可搬型及び携帯型の計測機器は、試験機器の業種区分によるものとする。 ③ 電気通信機器保守用測定機器については、電気通信機器が存在し、その機器が正常に動作しているかを計測するものであり、電気通信機器専用となることから電気通信機器類の業種区分とする。	
(11) その他	家庭金物、家庭用品、什器、漆器、厨房機械器具〔KA〕 消防用品〔KI〕 室内装飾品、スタンドグラス、壁画、カーテン、寝具〔KU〕 地図、書籍、カレンダー〔KE〕 時計、カップ、徽章、杯、賞状盆、記念品〔KO〕 清掃用品、トイレトペーパー〔Kカ〕 飲食料品、茶、コーヒー等〔Kキ〕 薬品〔Kク〕 園芸資材、植木〔Kケ〕 工作機械、産業機械(建設用機械を除く)海洋汚染防止用機械〔KK〕 放射線防護用品〔Kサ〕 酸素、窒素、アルゴン〔Kシ〕 梱包用品〔Kス〕 模型、標識〔Kセ〕 自動車タイヤ〔Kソ〕 用地境界杭、測量用品〔Kタ〕

二 役 務 の 提 供	
業 種 区 分	営 業 品 目 [略 号]
(1) 集 計 計 算 調 査 研 究	資料収集整理等〔Lア〕 土量、流量等計算等〔Lイ〕 調査(市場、都市、交通、世論等)〔Lウ〕 測定(騒音)〔Lエ〕 上記の業務に対応する人材派遣〔Lオ〕
(2) ソフトウェア、情報処理・提供サービス	ソフトウェア、プログラム等のシステム開発・保守等〔Mア〕 パンチ、データ、ワープロ、光ディスク等の入力等〔Mイ〕 上記の業務に対応する人材派遣〔Mウ〕
(3) 映画・ビデオ制作、広告、広報、企画、催事運営	ビデオ、スライド等を含む映画(教育、広報、記録等)〔Nア〕 広告〔Nイ〕 企画(イベント、シンポジウム、デザイン)〔Nウ〕 会場設営、イベントの運営等〔Nエ〕 パンフレット作成等〔Nオ〕 上記の業務に対応する人材派遣〔Nカ〕
(4) 写真、製図、複写	写真〔建築、航空、マイクロ、青(陽画)〕の現像、焼付、撮影業務〔Oア〕 地図の作成〔Oイ〕 コピー〔Oウ〕 トレース〔Oエ〕 カラー複写等〔Oオ〕 上記の業務に対応する人材派遣〔Oカ〕
(5) 運 送	運送(自動車、航空機等による旅客輸送を含む)〔Pア〕 タクシーの借り上げ〔Pイ〕 上記の業務に対応する人材派遣〔Pウ〕
(6) 通訳、翻訳	通訳〔Qア〕 翻訳〔Qイ〕 左記の業務に対応する人材派遣〔Qウ〕
(7) 建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理	冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備 〔Rア〕 電気設備〔Rイ〕 水門設備(ダム用水門設備、河川用水門設備)〔Rウ〕 ポンプ設備(揚排水ポンプ設備)〔Rエ〕 管理用機械設備(昇降設備)〔Rオ〕 管理用機械設備(係船設備等)〔Rカ〕 受変電設備(自家発電等)〔Rキ〕 機械運転〔Rク〕 内装作業(畳、襖、絨毯、カーテン、幕等の設置、更新等)〔Rケ〕 軽微な修理、修繕〔Rコ〕 清掃〔Rサ〕 消毒、駆除、洗浄、散布作業〔Rシ〕 警備〔Rス〕 受付〔Rセ〕 庭園管理等〔Rソ〕 通信設備(多重無線、交換機、放送)〔Rタ〕 水質観測装置〔Rチ〕 監視装置、測定装置〔Rツ〕 自動制御装置等〔Rテ〕 コピー機等の保守〔Rト〕 上記の業務に対応する人材派遣〔Rナ〕 資料館等の運営管理〔Rニ〕 用地保全管理〔Rヌ〕

業種区分	営業品目〔略号〕
(8) 賃貸借	OA機器(ファクシミリ、パソコン以外)〔Sア〕 ファクシミリ〔Sイ〕 パソコン〔Sウ〕 通信機器(電話機等)〔Sエ〕 複写機〔Sオ〕 冷暖房機器〔Sカ〕 監視装置〔Sキ〕 計測機器〔Sク〕 電気機器〔Sケ〕 医療機器〔Sコ〕 家具〔Sサ〕 事務用品〔Sシ〕 自動車〔Sス〕 航空機〔Sセ〕 建設用機械〔Sソ〕 産業用機器〔Sタ〕 仮設物(トイレ等)〔Sチ〕 テント〔Sツ〕 植木〔Sテ〕 空気清浄装置〔Sト〕 清掃用具〔Sナ〕 玄関マット〔Sニ〕
(9) その他	クリーニング、寝具乾燥〔Tア〕 速記〔Tイ〕 運行管理(車両等)〔Tウ〕 給食業務〔Tエ〕 旅行業〔Tオ〕 製作(展示装飾、パネル、模型)〔Tカ〕 施設、工作物の製作・設置〔Tキ〕 保管〔Tク〕 テープの記録・編集〔Tケ〕 電話交換業務〔Tコ〕 廃棄物処理〔Tサ〕 自動車修理、車検〔Tシ〕 船舶修理・船検〔Tス〕 電気〔Tセ〕 保険〔Tソ〕 登記業務〔Tタ〕 税務相談〔Tチ〕 立木伐採・伐採木処分〔Tツ〕 軽微な除草〔Tテ〕 研修・講習〔Tト〕 上記の業務に対応する人材派遣〔Tナ〕

※ 人材派遣については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づく、労働者派遣事業の許可を受けた方のみ申請できます。
なお、登録を希望される本店、支店又は営業所毎に許可証(写)の提出が必要となります。

※ 電気〔Tセ〕については、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく、小売電気事業者の登録をされた方のみ申請できます。

※ 保険〔Tソ〕については、保険業法(平成7年法律第105号)に基づく、損害保険業の免許を受けている方のみ申請できます。

三 買 受 け	
業種区分	営業品目〔略号〕
(1) 物品等の買受け	物品〔Uア〕 その他〔Uイ〕

※ その他〔Uイ〕とは、建設用機械、立竹木等です。